

♣ 単身赴任者の住宅ローン控除

Q : 私は昨年のはじめにローンを組んでマイホームを購入し、ただちに入居しましたが、昨年の10月から2年の予定で転勤を命じられました。家族は残して単身赴任することにしたのですが、この場合、住宅ローン控除を受けることはできますか。

A : ご質問の場合は、住宅ローン控除の適用を受けることができます。

【解説】

住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）の適用を受けるためには、居住した日以後各年の12月31日まで引き続き居住していることが要件とされています。

この「引き続き居住している」とは、住宅の取得等をした本人が現に引き続いて居住していることをいうのですが、その人が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、これらの親族が引き続きその家屋に居住しており、そのやむを得ない事情が解消した後はその人が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その人が引き続き居住しているものとして取り扱うものとされています。

あなたの場合は、転勤のため一時的にその住宅を離れるだけであり、ご家族は引き続き居住するということですから、住宅ローン控除の適用を受けることができます。

